

八幡平市体育協会指定管理体育施設の使用料金減免基準

平成 26 年 4 月 1 日から適用

減 額 免 除 の 対 象	減免する額
<p>1 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15 歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該 15 歳未満の者）若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者若しくは知事が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者（知的障害者又は知的障害児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害者又は知的障害児）又は所得税諸控除のための障害の状態に関する証明書、診断書等の書類を有し、これらの者と同等の障害があると認められる者（以下「身体障害者等」という。）が利用するとき</p> <p>2 身体障害者等の介護を行う者（以下「介護者」という。）が利用するとき</p> <p>3 八幡平市（以下「市」という。）、八幡平市教育委員会（以下「市教委」という。）、八幡平市コミュニティセンターが主催又は共催する事業（教室、大会等）。ただし、名義使用のみの事業を除く。</p> <p>4 八幡平市小学校体育連盟又は八幡平中学校体育連盟が主催又は共催して行う事業（教室、大会等）で、次の事項を満たすもの</p> <p>(1) 指導者が常時指導していること</p> <p>(2) 主催又は共催について市教委の承認を得ていること</p> <p>5 学校教育法第 1 条に定める市内の小中学校、高等学校が学習指導要領で定める教育課程内の活動及び課外活動に使用する場合で、次の事項を満たすもの</p> <p>(1) 指導者が常時指導していること</p> <p>(2) 学校長が承認していること</p> <p>(3) 使用時間が、平日は 9 時～19 時、休日（土曜、日曜及び祝日（振替休日を含む））は 9 時～13 時であること</p> <p>6 市内のスポーツ少年団または父母会等が主催して行う活動で、次の事項を満たすもの</p> <p>(1) 指導者が常時指導していること</p> <p>(2) 使用時間が、平日は 9 時～19 時、休日（土曜、日曜及び祝日（振替休日を含む））は 9 時～13 時であること</p>	<p>全 額 （設備使用 料を含む）</p>
<p>7 5の(3)、6の(2)以外の時間で使用する場合</p> <p>8 市内の種目別協会が主催して行う事業(教室、大会等)で、次の事項を満たすもの</p> <p>(1) 八幡平市体育協会に加入していること</p> <p>9 市内の社会教育団体等が主催して行う事業（教室、大会等）で、次の事項を満たすもの</p> <p>(1) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 2 条に基づく組織的教育活動であること</p> <p>(2) 社会教育法第 10 条に基づく社会教育関係団体であること</p> <p>10 市内の自治会、自治公民館及び地域振興協議会等が行う事業活動に使用する場合で、次の事項を満たすもの</p> <p>(1) 自治会長、自治公民館長及び地域振興協議会長名で使用申請していること</p> <p>(2) 地域振興のための事業や活動で、地域住民への貢献（福祉や健康増進）を目的としていること</p>	<p>半 額 （設備使用 料を除く）</p>
<p>11 国及び岩手県の各機関、他市町村の各機関が主催し、市又は市教委が共催、後援する事業（教室、大会等）</p> <p>12 国及び岩手県の各種スポーツ連盟又は市町村（岩手地区）小中学校体育連盟が主催し、市又は市教委が共催、後援する事業（教室、大会等）</p>	<p>半 額 （設備使用 料を除く）</p>

(注 1) 減免する額とは設備使用料以外の使用料金をいい、設備使用料とは照明、暖房、冷暖房設備をいう。

(注 2) 上記に関わらず、営利営業のため使用する場合及び入場料を徴収する場合は、免除しない。

(注 3) 貸切り使用等で使用者の半数以上が身体障害者等である場合は、利用料金の全部を免除する。

(注 4) 上記 2 の介護者の数は、原則として身体障害者等 1 人につき 1 人とする。ただし、身体障害者等の障害の状況により 2 人以上の介護者の介護を必要とする場合は、当該介護に必要な限りにおいて 2 人以上の介護者の使用料を免除する。